

日本農業遺産の認定について

この度、「平成 28 年度第 1 回世界農業遺産等専門家会議」の評価結果を踏まえ、農林水産省より三重県鳥羽・志摩地域の「鳥羽・志摩の海女漁業と真珠養殖業－持続的漁業を実現する里海システム－」が日本農業遺産の認定を受けました。

3月3日には、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が国指定重要無形民俗文化財に指定を受けたところではありますが、今回、日本農業遺産の認定を受けたことは、「日本一海女の多いまち・鳥羽」「養殖真珠発祥の地・鳥羽」を国内外へ発信する話題性が増すものであり、大変嬉しく思っているところでございます。

現在、鳥羽市と志摩市の関係団体で組織する海女振興協議会におきまして、海女漁業の振興と海女文化の保存・継承に向けた取り組みを進めていただいているところではありますが、同協議会が目指しているユネスコ世界無形遺産登録に向けても、大きな追い風になっていくものでしょう。

今回の認定におきましては、海女振興協議会、三重県真珠振興協議会の皆様をはじめ、多くの方々にご尽力をいただいた賜物であると感謝するとともに、今後も、「海女漁業と真珠養殖業」の発展に向け、多くの関係者の皆様と一緒に、鳥羽志摩地域が

全国に、そして世界に誇れる地域になっていくよう取り組んでいくことを約束し、日本農業遺産の認定に対するコメントとさせていただきます。

平成 29 年 3 月 14 日

鳥羽市長 木田久主一